

公益社団法人自動車技術会 技術会議組織規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）組織運営規則第13条第2項の規定に基づき、技術会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(技術会議組織)

第2条 技術会議組織は、本会の目的を達成するため、各種技術的活動並びに会員としての人格、知識及び技術の向上をめざす交流活動を企画・推進・調整する。

第3条 技術会議組織の最高機構は技術会議とし、その下部機構として部門委員会、学術講演会運営委員会、国際会議準備委員会及び国際会議対応委員会を置く。（以下、「部門委員会等」という。）

2 技術会議議長は、複数の部門委員会に関係するテーマまたは新規テーマの調査及び研究の必要性が発生したと認めた場合は、技術会議組織の下部機構として特設委員会を置くことができる。なお、設置期間は原則として最長4年とする。

3 技術会議議長は、技術会議組織の運営上、必要に応じて運営を検討するための運営検討委員会を置くことができる。

第4条 技術会議組織は、次の事業を行う。

- (1) 自動車及び自動車に関連する分野の工学、技術に関する調査及び研究
- (2) 学術講演会、研究発表会等の開催企画
- (3) 講習会、シンポジウムの計画及び実施
- (4) その他研究機関、学会、協会、団体等との技術交流及び協力

(技術会議)

第5条 技術会議は、次の事項を審議する。

- (1) 技術会議組織の事業の方針
- (2) 部門委員会等および特設委員会（以下、「委員会等」という。）の新設・廃止・改編
- (3) 事業計画及び予算案の策定
- (4) 委員会等の活動の推進、委員会等との調整及び緊急事項の処理
- (5) 自動車技術会の他の組織との連絡調整
- (6) 国内外の研究機関、学会、協会、団体等との技術交流及び協力に関する企画・調整
- (7) 調査、研究成果の検討及び会員への公開その他
- (8) 技術会議組織業務処理基準の制定・改訂
- (9) その他技術会議組織の目的達成のために必要な事項

第6条 技術会議の委員は、技術担当理事及び会員の中から技術担当理事が推薦した者とし、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 議長及び副議長は、技術担当理事がこれにあたる。

3 議長、副議長及び委員の任期は、2年とする。ただし、補充または増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

4 議長が欠けたとき又は議長に事故あるときは、副議長がその職務を代行する。

第7条 技術会議は、議長が招集する。技術会議は、委任状を含め委員の三分の二以上の出席がなければ成立しない。

2 議長は、技術会議を代表し、議事を統轄する。副議長は、議長を補佐する。

第2章 部門委員会

第8条 部門委員会は、次の事項を行う。

- (1) 設置計画に基づく特定問題の調査及び研究
- (2) 技術情報の交換及び討議
- (3) 特設委員会の新設・廃止・改編計画案の作成、技術会議への提案
- (4) 講習会、シンポジウム等の企画及び実施
- (5) その他技術会議組織業務処理基準に定める事項

第9条 部門委員会の委員長及び委員は部門委員会の推薦により、技術会議の承認を得て技術会議議長が委嘱する。

- 2 幹事を置く場合には、委員長が委員の中から指名する。
- 3 委員長、幹事及び委員の任期は、2年とし、第6条第3項ただし書の規定を準用する。なお、委員長の任期は原則として最長2期（4年）とする。
- 4 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、技術会議議長が指名した委員がその職務を代行する。

第10条 部門委員会は、委員長が招集する。

第3章 特設委員会

第11条 特設委員会は、次の事項を行う。

- (1) 設置計画に基づく特定問題の調査及び研究
- (2) 技術情報の交換及び討議
- (3) 講習会、シンポジウム等の企画及び実施の調整
- (4) その他技術会議組織業務処理基準に定める事項

第12条 特設委員会の委員長は、技術会議の推薦により技術会議議長が委嘱する。

- 2 委員は、委員長の推薦により技術会議議長が委嘱する。
- 3 幹事を置く場合には、委員長が委員の中から指名する。
- 4 委員長、幹事及び委員の任期は、2年とし、第6条第3項ただし書の規定を準用する。
- 5 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、技術会議議長が指名した委員がその職務を代行する。

第13条 特設委員会は、委員長が招集する。

第4章 学術講演会運営委員会

第14条 学術講演会運営委員会は、次の事項を行う。

- (1) 本会の主催又は共催する学術講演会の運営・発表・普及方法に関する具体的検討及び企画
- (2) 学術講演会優秀講演発表賞受賞候補者の推薦
- (3) その他技術会議組織業務処理基準に定める事項

第15条 学術講演会運営委員会の委員長及び委員は、技術会議の推薦により、技術会議議長が委嘱する。

- 2 幹事を置く場合には、委員長が委員の中から指名する。
- 3 委員長、幹事及び委員の任期は2年とし、第6条第3項ただし書の規定を準用する。
なお、委員長の任期は原則として最長2期（4年）とする。
- 4 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、技術会議議長が指名した委員がその職務を代行する。

第16条 学術講演会運営委員会は、委員長が招集する。

第5章 国際会議準備委員会および国際会議対応委員会

第17条 国際会議開催規則第9条第2項または同規則第10条第2項に基づき、国際会議準備委員会または国際会議対応委員会の設置が申請された場合は、技術会議は速やかにその可否を決定し、理事会へ報告しなければならない。

2 国際会議準備委員会および国際会議対応委員会は、国際会議規則第2章及び技術会議組織業務処理基準の定めるところにより運営する。

第6章 運営検討委員会

第18条 運営検討委員会は、次の事項を行う。

- (1) 技術会議議長から諮問を受けた案件の審議及び検討
- (2) その他技術会議組織業務処理基準に定める事項

第19条 運営検討委員会の委員長は、技術担当理事がこれにあたる。

- 2 委員は、委員長が指名し技術会議議長が委嘱する。
- 3 委員長は、必要に応じ技術会議組織傘下の委員長または委員に対し、運営検討委員会への出席を求めることができる。また、技術会議組織傘下の委員長は運営検討委員会への出席を委員長に申し出ることができる。
- 4 委員長及び委員の任期は2年とし、第6条第3項ただし書の規定を準用する。

第20条 運営検討委員会は、委員長が招集する。

第7章 処理基準

(処理基準)

第21条 その他本組織の運営に関し必要な細則については、技術会議において技術会議組織処理基準を定め、これによるものとする。

附 則

- 1 この規則は、1989年4月1日から施行する。
- 2 自動車技術会議組織規則（昭和59年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、2000年4月1日から施行する。
- 2 自動車技術会議組織規則（1989年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 自動車技術会議組織規則（2000年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。（2011年4月1日登記）